

保護者各位

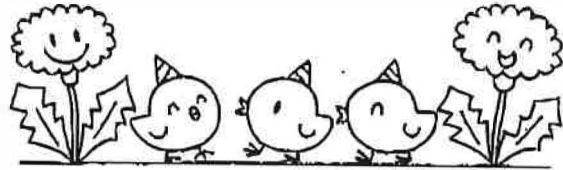


苦情相談受け付けます

社会福祉法人双葉会 双葉保育園

社会福祉法第82条の規定により、双葉保育園では保護者及び地域の皆様からの苦情相談に適切な対応ができるように、下記のように体制が整っております。皆様から満足いただける保育の質の向上のため、お気づきの点がありましたら、何なりと申し出てくださるようお願い申し上げます。

記



1、苦情相談の体制

- (1) 苦情解決責任者 明地 恭子 (園長)
- (2) 苦情受 廣田 百合子
- (3) 第三者委員 星野 モト子 (62-4485) 宮ノ下421
(双葉会監事) 渡辺 由美子 (63-0333) 次郎丸886

2、苦情相談のながれ

(1) 苦情相談の申し出

苦情受付担当者にお申し出ください。電話・面接・書面等いつでも受け付けます。また、第三者委員へ直接申し出ることもできます。

(2) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、誠意をもって話し合い、解決に努めます。